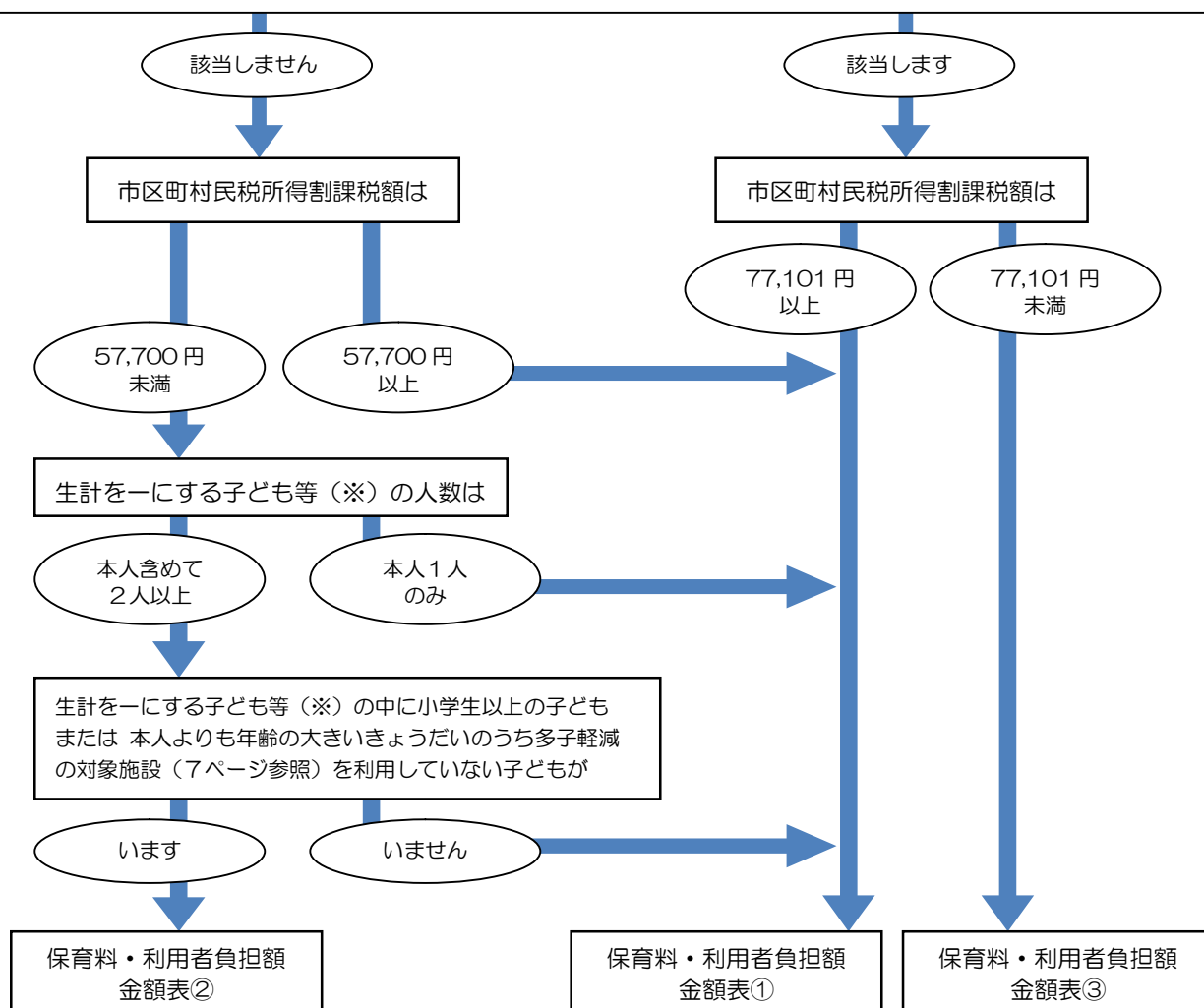


(7) 保育料・利用者負担額について

- ◆ 世帯の状況より、適用される保育料・利用者負担額金額表（①・②・③）が異なります。
- ◆ 次のフローをご覧ください、該当する保育料・利用者負担額金額表を確認してください。

次の（１）から（３）までの世帯に該当しますか。

- （１）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯
- （２）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）
 - ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- （３）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯



※子ども等とは・・・

- ① 支給認定保護者に監護される者（未成年）
- ② 支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）
- ③ 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く）

保育料・利用者負担額金額表①														(単位：円)
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分		満3歳以上児（2号認定）						満3歳未満児（3号認定）						
		保育標準時間認定			保育短時間			保育標準時間認定			保育短時間			
階層 区分	定義	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市区町村住民税非課税世帯	2,000	0	0	1,900	0	0	3,000	0	0	2,900	0	0	
C	非課税世帯	9,000	0	0	8,800	0	0	11,000	0	0	10,800	0	0	
D1	48,600 円未満	11,500	0	0	11,300	0	0	13,300	0	0	13,000	0	0	
D2A	57,700 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	
D2B	60,000 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	
D3A	77,101 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	
D3B	79,000 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	
D4	97,000 円未満	22,900	5,720	0	22,500	5,620	0	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0	
D5	114,000 円未満	26,000	6,500	0	25,500	6,370	0	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	
D6	140,000 円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0	
D7	169,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	
D8	199,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0	
D9	301,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0	
D10	336,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0	
D11	336,000 円以上	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0	

《保育料・利用者負担額金額表①に関する注意点》

- 保育料・利用者負担額金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等（※）を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い子どもから2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。なお、保育料・利用者負担額金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）
- 同一世帯に保護者が同じ小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合は、そのうち年齢の高い子どもから3番目以降の方は無料となります。（新潟市独自多子軽減）

（※）多子軽減の対象施設は、下記の施設となります。

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）、特別支援学校幼稚園、医療型児童発達支援センター、福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業所

保育料・利用者負担額金額表②											(単位：円)
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分		満3歳以上児（2号認定）				満3歳未満児（3号認定）					
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間			
階層 区分	定義	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	第3子 以降	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市区町村住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市税 区所 町得 村割 民額	4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0	0	
D1	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500	0	0	
D2A	57,700 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	0	0	

《保育料・利用者負担額金額表②に関する注意点》

- 保育料・利用者負担額金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。なお、保育料金額表②のとおり「第2子」の場合は2分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）

保育料・利用者負担額金額表③ (単位：円)									
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分		満3歳以上児 (2号認定)				満3歳未満児 (3号認定)			
		保育標準時間認定		保育短時間		保育標準時間認定		保育短時間	
階層 区分	定義	第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	非課税世帯	4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0
D1	市税 区所 町得 村割 民額	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500
D2A		57,700 円未満	6,000	0	5,900	0	8,150	0	8,000
D2B		60,000 円未満	6,000	0	5,900	0	8,150	0	8,000
D3A		77,101 円未満	6,000	0	5,900	0	9,000	0	8,850

《保育料・利用者負担額金額表③に関する注意点》

- 保育料・利用者負担額金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

料金表①・②・③共通の注意点

①保育料の算定

○平成30年度の保育料・利用者負担額は、児童と生計を同一にする世帯の市区町村民税所得割額（4月から8月までは平成29年度分、9月から翌年3月までは平成30年度分）により決まります。

※児童の父母の市区町村民税所得割額（調整控除以外の税額控除適用前【注】）を基に算定を行います。が、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割額を含めて算定を行います。ただし、父母の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、父母のみの市区町村民税所得割額により保育料・利用者負担額を決定します。

- (1) 父母の年間合計収入が160万円以上ある場合
- (2) ひとり親世帯で年間収入が110万円以上ある場合
- (3) 父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合

【注】保育料・利用者負担額の算定は、下記の税額控除が控除される前の市区町村民税所得割額を使用します。

◇寄付金税額控除	◇外国税額控除	◇住宅借入金等特別税額控除
◇配当控除	◇配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	等

○保育料・利用者負担額の算定や家族状況の把握のため、担当課で住民基本台帳、課税・福祉（母子・生活保護・在宅障がい者状況）データ等を閲覧します。閲覧を承諾されない場合や、市区町村民税の未申告等により課税データが確認できない場合は、保育料・利用者負担額金額表の最高額で決定することがあります。

○平成29年1月2日以降に新潟市に転入した場合は、収入金額・所得合計・税額控除前市区町村民税所得割額等がわかる書類（市区町村民税額決定通知書・納税通知書・所得（課税）証明書等）の提出が必要です。（この課税証明書は、平成29年1月1日現在に住民票があった市区町村の税務担当課で発行されます。当該市区町村の税務担当課にお問い合わせください。ただし、9月以降の保育料・利用者負担額算定に用いる平成30年度分の上記書類については、原則提出不要となります。）

○年齢は平成30年3月31日現在の満年齢で決まります。（年度途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合は、その年度内は3号認定の額となります。）また、年度途中で入園した場合も3月31日現在の満年齢で決まります。

○A階層の「生活保護法による被保護世帯等」とは、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」です。

②保育料の納付

○公立の保育施設、私立保育園の当月分の保育料・利用者負担額については、毎月末日が納期限となり、新潟市では原則として口座振替による納付をお願いしております。金融機関で口座振替のお手続きをしていただきますようお願いいたします。なお、お引き落としができない場合や、口座振替をご利用にならない場合は、毎月15日すぎに保育施設経由で送付する納入通知書により、銀行などの窓口で納付してください。

○なお、私立の認定こども園や地域型保育事業をご利用の場合は、各施設にお問い合わせください。

○納入通知書は、保護者（父および母または父母以外の保護者）宛に送付いたします。

③保育料・利用者負担額の延滞金について

○公立保育施設・私立保育園の保育料・利用者負担額について、新潟市債権管理条例に基づき、納期限までに納付すべき保育料のお支払いがないと、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金を加算します。

④保育料の軽減・減免制度

○配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税の「寡婦(夫)控除」を、未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし、保育料・利用者負担額を算定します。（みなし寡婦(夫)控除制度）
「みなし寡婦(夫)控除」の適用を受ける場合は、各区役所で申請が必要です。

○平成30年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合や東日本大震災により避難されている場合に、保育料・利用者負担額の一部又は全部が減免される制度があります。

⑤延長保育料

○認定された保育必要量に応じた保育実施時間を超えて保育施設を利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が必要になります。料金は、公立保育施設では30分につき100円（20時以降は30分につき200円）、私立保育施設では公立保育施設の料金を上限に各施設で設定しています。

⑥その他の費用について

○保育料・利用者負担額金額表に定める料金や延長保育料の他に、制服代や教材費などの費用が必要となる場合があります。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

⑦税源移譲後の保育料・利用者負担額算定について

○平成30年度から、市民税所得割の税率2%相当分が都道府県から政令市に税源移譲されます。

9月以降の保育料・利用者負担額につきましては、税源移譲前の料率に基づいて算定、もしくは税源移譲後の金額に合わせた保育料・利用者負担額金額表へ改める等の対応により、**税源移譲に伴った保育料・利用者負担額の増額は発生しません。**

